

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年1月29日	
契 約 件 名	放射光XAFS-CTナノイメージング装置用高精度試料駆動ステージ 一式	
契 約 金 額	6,900,300円	
契 約 の 相 手 方	東京都千代田区麴町2-10-9 カールツァイス(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 TEL 029-864-5166	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本機構放射光実験施設に設置されている「放射光XAFS-CTナノイメージング装置」に、放射光に対する試料位置を高精度に制御するための駆動ステージを購入するものである。	
随意契約の理由	ドイツ カールツァイスマイクロコピー社製「放射光XAFS-CTナノイメージング装置」に設置して使用可能な高精度試料駆動ステージは同メーカー製品のみしか無いことから、同社の日本国における総代理店であり直接販売を行っているカールツァイス(株)を契約相手方とする。	